

# 松川町観光まちづくりコーディネーター 地域おこし協力隊等制度（嘱託職員） 募集要項

2021（令和3）年2月  
一般社団法人南信州まつかわ観光まちづくりセンター

## 1. 人材募集の背景

松川町は、長野県南部の中央アルプスと南アルプスに囲まれた伊那谷に位置し、高速バスで東京から3時間30分、名古屋から2時間の位置にある、人口約12,500人の農業を基幹産業とする自然豊かな町です。

松川町では、経験豊富な農業経営者や農業法人、若手農業者グループ等を数多く有し、「さくらんぼ」「梨」「リンゴ」等多種多品目にわたり栽培され、くだもの一大産地として発展し、観光農業が展開されています。

また、平成4年開設以後賑わっている町営温泉宿泊施設「清流苑」に加え、平成26年よりフォレストアドベンチャー・松川、平成31年よりツリドーム南信州まつかわ、令和2年にはまつかわ旅の案内所（地域限定旅行業）をオープンし、松川町のファンをつくり増やすため観光事業を積極的に展開しています。

一方で、松川町においても、全国で進行している少子高齢化問題は例外ではなく、働き盛りの「生産年齢人口（15歳～64歳）」は1990年の8,475人（全人口の63.1%）から2010年7,258人（55.2%）と減少しています。将来推計では2040年には、4,900人（49.2%）となり、生産年齢人口と老年人口（65歳以上）が1対1程度となると推計されています。

町ではこの状況に対して、平成30年4月に松川町の観光地域づくり法人として「一般社団法人南信州まつかわ観光まちづくりセンター」(<http://dansuki.jp>)を設立し、観光を手段としたまちづくりを推進しています。

この度、松川町の観光地域づくり法人の事業を共に展開してくれるスタッフを求め、以下の通り人材を募集します。

## 2. 就業開始時期 2021（令和3）年4月1日（木）（予定）

### 3. 募集期間 随時

※ただし、応募があり次第随時選考を行うため、採用者が決定した時点で募集を終了します。また応募状況をみつつ応募締め切りを延長する場合があります。

### 4. 募集人数 若干名

### 5. 応募資格 次に掲げる要件を全て満たす方

- ・地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない方
- ・普通自動車運転免許を取得している方
- ・パソコン（ワード、エクセル等）の一般的な操作ができる方

### 6. 応募方法 応募用紙（履歴書）・小論文

・別添応募用紙及び小論文（「観光まちづくりを通じて実現したいこと」2,000文字以内）を、下記問合せ先担当者まで、送付（Eメール又は郵送）または持参してください。

### 7. 選考 応募があり次第、随時選考（書類、面接）を行います。

#### (1)書類審査

・提出書類について審査を行い、選考結果は文書で通知します。

#### (2)面接審査

・面接官による面接を行います。選考結果は文書で通知します。

\*不採用となった場合の理由等はお答えできません。

\*応募書類は返却いたしません。弊社にて責任を持って保管し、処分します。

### 8. 求人票 下記参照

企業名	一般社団法人南信州まつかわ観光まちづくりセンター
業務内容	以下の項目の職務のうち、1つないし複数、担当していただきます。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特産品企画（ふるさと納税返礼品等）の受発注や企画等</li> <li>・収穫体験（くだもの狩り）団体バス受入調整</li> <li>・広報マーケティング（ウェブマーケティング、プロモーション）</li> <li>・その他観光まちづくりに関する業務</li> </ul> <p>*業務上必要がある場合、就業場所や職務の変更を行う場合があります。</p>
雇用形態	<p>観光まちづくりコーディネーター（嘱託職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・松川町の地域おこし協力隊又は集落支援員として雇用。</li> </ul>
雇用期間	<p>期間の定め：有り</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用開始の日から1年間</li> <li>・雇用の継続については、最長3年間とし、勤務成績により1年毎に可否を決定します。</li> <li>・尚、地域おこし協力隊又は集落支援員制度による3年間の任務終了後は、正社員として採用する場合があります。（別途選考を行います。）</li> </ul>
就業場所	<p>（一社）南信州まつかわ観光まちづくりセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交流センターみらい事務所 （長野県下伊那郡松川町大島 2065-1）</li> <li>・まつかわ旅の案内所事務所 （長野県下伊那郡松川町大島 2788-1）</li> </ul>
就業時間	<p>勤務時間 1日8時間（就業規則に基づく）</p> <p>休憩時間 45分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月1日を起算日とする1か月の変形労働制とする。1週間の所定労働時間は、1か月を平均して1週間当たり40時間以内とする。</li> </ul>
休暇等	<p>休日：毎月、個人ごとに休日を指定した休日カレンダーによる。 （土日祝日勤務有り。）</p> <p>休暇：規定により、年次有給休暇、特別休暇あり。</p>
時間外労働	<p>所定時間外及び休日の労働：有り（業務の都合上、時間外労働または休日労働を命じる場合があります。）</p>
賃金	<p>① 職務に必要な経験、資格、技術を有すると認められる職員</p> <p>月額：270,000円（賞与は支給なし）</p>

	・会社規程により扶養手当等を支給
通勤手当	有り
試用期間	有り
加入保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、松川町へ生活拠点を移し、住民票を異動できる方とします。</li> <li>・その場合、原則として、町営住宅に入居していただきます。雇用期間中は 弊社が家賃を負担します。</li> <li>・町営住宅に空きがなく、賃貸物件を借りる場合は、雇用期間中は弊社が敷金・礼金及び家賃（上限 6 万円）を負担します。</li> <li>・転居に要する費用（引越し、生活用品等）、日常生活（水道光熱費、自治会費等）は自己負担です。</li> </ul>
問合せ先 担当者名	〒399-3304 長野県下伊那郡松川町大島 2065 番地 1 （一社）南信州まつかわ観光まちづくりセンター Email recruit@matsukan.net TEL 0265-48-5743（交流センターみらい事務所）又は TEL 0265-36-7155（まつかわ旅の案内所事務所） 担当：事務局長 片桐